

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社フソウ(法人番号9010001055694)
業者の住所 : 香川県高松市郷東町792-8
- 2 指名停止措置期間 : 令和5年3月24日から令和5年5月23日まで (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事実概要 : 上記有資格業者の使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、公訴時効(3年)が成立しているが、贈賄を行った事実が明確であることから、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するとして指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内